

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成25年8月2日付け25環保第1025号等24件で行った「電子マニフェスト登録等状況報告書（平成23年度）（ただし、産業廃棄物の種類に汚泥を含むものに限る。）」等を一部開示とした決定の一部は妥当ではなく、「第2 異議申立てに係る経過」の2の(1)及び(2)に掲げた部分を除き、開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は平成25年7月17日、18日及び19日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告書のうち、汚泥を含むもの一切（平成23年度実績、電子マニフェストのみ）」等の内容の24件の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 これに対して実施機関は、平成25年7月31日、8月1日及び2日付けで、本件開示請求に対応する公文書として「電子マニフェスト登録等状況報告書（平成23年度）（ただし、産業廃棄物の種類に汚泥を含むものに限る。）」等1,354件（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、これらのうち次に掲げる部分をそれぞれ当該部分に掲げる根拠規定及び理由により不開示にするとの決定を計24件行い、異議申立人に通知した。

(1) 個人の住所、氏名、印影、事業場の名称（個人の氏名であるものに限る）、事業場の所在地（個人の住所であるものに限る）

【根拠規定】条例第7条第2号

【理由】個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないため。

(2) 代表者の印影

【根拠規定】条例第7条第3号

【理由】事業者がその活動を行う上で内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動と関わりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

(3) 運搬受託者の許可番号、運搬受託者の氏名又は名称、運搬先の住所（所在地）、処分受託者の許可番号、処分受託者の氏名又は名称及び処分場所の住所（所在地）（民間事業者の場合）

【根拠規定】条例第7条第3号

【理由】事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、また、公にすることにより、放射性物質に汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物の処理に関する風評による地域住民の不安から、産業廃棄物の処理が停滞し、それに伴う生活環境への支障が危惧されるため。

- (4) 運搬受託者の許可番号、運搬受託者の氏名又は名称、運搬先の住所（所在地）、処分受託者の許可番号、処分受託者の氏名又は名称及び処分場所の住所（所在地）（公共機関の場合）

【根拠規定】 条例第7条第6号

【理由】 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。また、公にすることにより、放射性物質に汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物の処理に関する風評による地域住民の不安から、産業廃棄物の処理が停滞し、それに伴う生活環境への支障が危惧されるため。

- 3 実施機関は、本件対象公文書の写しを異議申立人に送付し、異議申立人は、平成25年8月15日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し計24件の異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成25年10月18日付け25環保第1441号により24件の異議申立てを併合して当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が「第2 異議申立てに係る経過」の2の(3)及び(4)に掲げる部分（以下「対象部分」という。）を不開示とした決定を取り消し、これらの開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 産業廃棄物処理業は許認可業であり、実施機関が不開示とした項目は既に公にされているため、事業者の権利や利益を害するとは認められない。
- (2) 産業廃棄物処理業者は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人のどれにも該当しないため、不開示とする理由とはならない。
- (3) 公共性の高い建設業者は大臣許可か都道府県許可の登録毎に、受注工事として民間業者との取引も明らかにしている場合が多いが、なぜ産業廃棄物処分業者には当てはまらないのか、差別するものなのか、その判断は妥当ではない。
- (4) 福島県内が放射性物質に広く汚染されてしまっていることは周知の事実であるため、風評による支障の危惧はあたらない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書を一部開示とした理由は、公文書一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 本件開示請求にかかる公文書について

本件開示請求にかかる公文書は、平成23年度分又は平成24年度分の排出業者が中間処理業者であることがわかる電子マニフェスト登録等状況報告書、廃棄物の種類に汚

泥を含むことがわかる電子マニフェスト登録等状況報告書、排出業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書であって廃棄物の種類に汚泥を含むもの又は中間処理業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書であり、全部で1,354件存在するものである。

2 条例第7条第3号該当性について

産業廃棄物処理業は許可制であり、業者名や住所、許可番号や処理可能な廃棄物は公にされているが、民間業者の収集運搬や処分先等の取引先情報は当該業者の事業に関する情報であり、機密保持契約等の事業者の権利やその他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、原発事故後の福島県内における廃棄物処理の経緯を踏まえると、不開示部分を開示することにより汚染産業廃棄物の処理するルートや事業者が特定され、汚染産業廃棄物の処理に対する新たな風評等による地域住民等の不安から、処理業者が汚染産業廃棄物を受け入れできなくなる等、事業者の権利や利益を侵害するおそれがある。更に、汚染産業廃棄物の処理が停滞し、悪臭の発生等周辺住民の生活環境の保全上の支障が危惧される。

3 条例第7条第6号該当性について

排出事業者には県や市町村等の地方公共団体が運営する下水道処理施設等も含まれており、当該施設から排出される産業廃棄物の処理ルートに関する情報は当該施設が行う事務又は事業に関する情報である。

また、原発事故後の福島県内における廃棄物処理の経緯を踏まえると、不開示部分を開示することにより汚染産業廃棄物の処理に対して、風評等による地域住民等の不安から、処理業者が汚染産業廃棄物を受け入れできなくなる等の事態が発生し、下水道施設内に汚泥が停滞して周辺住民等の生活環境の保全上の支障をきたす等、当該施設の事務又は事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第7項の規定に基づき同条第2項に規定する管理票交付者が作成し、知事に提出した同条第1項に規定する産業廃棄物管理票に関する報告書のうち、平成23年度分又は平成24年度分の排出業者が中間処理業者であることがわかる電子マニフェスト登録等状況報告書、廃棄物の種類に汚泥を含むことがわかる電子マニフェスト登録等状況報告書、排出業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書であって廃棄物の種類に汚泥を含むもの又は中間処理業者が提出した産業廃棄物管理票交付等状況報告書であり、電子マニフェスト登録等状況報告書と産業廃棄物管理票交付等状況報告書で若干項目に違いはあるものの、報告者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、電話番号、事業場の名称、業種、事業場の所在地、電話番号、産業廃棄物の種類、排出量、管理票の交付枚数、運搬受託者の氏名又は名称、運搬先の住所、処分受託者の許可番号、処分受託者の氏名又は名称及び処分場所の住所といった内容が記載されているものである。

2 対象部分に該当する情報の条例第7条第3号又は第6号該当性について

審査会において実際に対象公文書を見分したところ、対象部分に該当する情報は、排出事業者等に係る情報や、地方公共団体が運営する排出事業者等に係る情報であることを確認した。しかしながら、対象部分に該当する情報は契約関係を表す情報であるという一面はあるものの、記載されているそれぞれの事業者の情報としては通常公にしているもの又は不開示とする理由がないものと認められることから、実施機関は、条例第7条第3号又は第6号に該当する情報ではあるが通常は開示している情報を、東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により本県が置かれた他都道府県とは異なる状況を理由として条例第7条第3号又は第6号に該当すると主張していることが認められる。本県がそのような状況に置かれていることは周知の事実であるが、その事実を根拠として条例第7条各号への該当性が生じるかどうかは個別に判断されるものと考えられる。よって、以下条例第7条第3号又は第6号への該当性について検証する。

(1) 条例第7条第3号該当性について

上で述べたように、「第2 異議申立てに係る経過」の2の(3)に掲げる情報について、原発事故により本県の置かれた状況が条例第7条第3号の該当性を生じるか検証する。

「第4 実施機関の説明要旨」の「2 条例第7条第3号該当性について」の第一段落における実施機関の主張は、原発事故により変化があるとは認められない。

第二段落における実施機関の主張については、一定の理解ができるものではあるが、なお次の二点について産業廃棄物の処理業者に与える影響の比較衡量が必要と考えられる。

ア 当該情報を開示することにより事業者が正当な利益を害されるおそれ

イ 当該情報を開示しないことにより事業者が正当な利益を害されるおそれ

アについては、実施機関の主張が該当するものである。イについては、不開示とすることにより基準値より汚染された物質を運搬したり処分したりしている等のあらぬ誤解を招く結果となることが該当するものである。開示した場合、事業者が誤解により不利益を受ける等の可能性はあるものの、産業廃棄物の取扱いに問題がなければ、情報の適切な開示により不安は払拭されていくものと考えられる。一方不開示とした場合、不安を払拭する機会が失われるため、誤解により不利益を受ける可能性が残り続けると考えられる。よって、短期的には不開示とする方が利益があると考えられるが、中長期的には開示することの方が利益があると考えられる。

また、周辺住民等の健康上の不安を取り除くという観点で考えた場合、開示することによって関係法令に基づき適切な産業廃棄物の処理が行われているという確認がより容易な状態になることから、周辺住民に誤解を与える可能性は低くなり、この点からも事業者の正当な利益は保護されるものと考えられる。

従って審査会は、第二段落における実施機関の判断は、結果として妥当ではないと判断する。

故に、審査会は、条例第7条第3号に該当するという実施機関の主張は受け入れられない。

(2) 条例第7条第6号該当性について

「第2 異議申立てに係る経過」の2の(4)に掲げる情報について、原発事故により本県の置かれた状況が条例第7条第6号の該当性を生じるか検証する。審査会において実施機関の主張を精査したところ、細部に異なる点はあるものの、主張の主旨は「(1) 条例第7条第3号該当性について」で検証した内容と同様であった。審査会が「(1) 条例第7条第3号該当性について」で述べた論旨は、条例第7条第6号における「おそれ」の程度が法的保護に値する蓋然性があるかという点の議論について、短期的には否定しないものの、中長期的にはそこまでの蓋然性はないという結論を導くものである。

また、その他条例第7条第6号の該当性が高まる特段の要因は、審査会が確認した範囲では認められなかった。

従って、「(1) 条例第7条第3号該当性について」と同様に、審査会は、実施機関の判断は結果として妥当ではないと判断する。

故に、審査会は、条例第7条第6号に該当するという実施機関の主張は受け入れられない。

上記の検証の結果から、審査会は、実施機関の主張は受け入れられない。

なお、実施機関が不開示とした部分は、異議申立人が開示を求めている部分のほか、個人の住所、氏名、印影、事業場の名称（個人の氏名であるものに限る）、事業場の所在地（個人の住所であるものに限る）及び代表者の印影があるが、審査会において実際に本件対象公文書を見分したところ、これらの部分については条例第7条第2号又は同条第3号の適用について疑義があるとは認められなかった。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年10月18日	・ 諮問書受付
平成25年10月19日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成25年11月19日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成25年11月20日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成25年12月17日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成27年 2月25日 (第229回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成27年 3月23日 (第230回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成27年 4月24日 (第231回審査会)	・ 審議
平成27年 5月20日 (第232回審査会)	・ 審議
平成27年 6月17日 (第233回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成27年8月11日現在）

（五十音順）

氏 名	現 職 等	備 考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者